

堺市監査委員公表第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 22 日

|        |     |   |   |
|--------|-----|---|---|
| 堺市監査委員 | 伊豆丸 | 精 | 二 |
| 同      | 大 林 | 健 | 二 |
| 同      | 原   | 繭 | 子 |
| 同      | 澤   | 由 | 美 |

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

環境局

(カーボンニュートラル推進部、環境保全部、環境事業部)

## 第3 監査の対象期間

令和7年度(令和7年4月1日～令和7年7月31日)

ただし、必要に応じて令和6年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和7年8月1日～令和7年12月22日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 環境事業部

#### (1) 廃棄物等の収集及び運搬について

市内で発生した廃棄物等について、市は、収集及び運搬を伴う各種契約を締結している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 収集及び運搬車両の積載量の確認

道路交通法及び道路交通法施行令では、自動車検査証等に記録されている最大積載重量を超えて積載物を積載(以下「過積載」という。)して車両を運転してはならないとされている。

また、市内で発生した廃棄物等の収集及び運搬を伴う下記(ア)から(ウ)に記載の各種契約において、契約書又は仕様書において過積載に注意して運搬することや法令を遵守することが定められている。

しかし、受注者が車両で運搬した積載物の計量記録等（令和6年度及び令和7年度）を確認したところ、以下のとおり過積載となっているものがあり、いずれの場合においても市は改善等の指示を行っていなかった。なお、市に保存されている計量記録等を確認した結果、少なくとも令和2年度以降、同様の過積載の状況があった。

(ア) 物品売払収入（不用物品売払収入、物品売払収入）について

リサイクルプラザ資源売り払い業務（茶色ガラスびん、無色ガラスびん、スチール缶）について、買取人が堺市リサイクルプラザから上記資源を搬出する際に、市職員が計量に立ち会っていたにもかかわらず、過積載となっているものがあった。

(イ) 役務費（手数料）について

① 混ガラスびん選別再資源化業務(A)について、受注者が堺市リサイクルプラザから混ガラスびんを搬出する際に、市職員が計量に立ち会っていたにもかかわらず、多くの場合で過積載となっていた。

② 混ガラスびん選別再資源化業務(B)について、受注者が市の委託事業者の所有施設から混ガラスびんを搬出する際に、多くの場合で過積載となっていた。

③ 資源（缶・びん）運搬処分業務について、受注者が市の施設から缶・びん等を搬出する際に、過積載となっているものがあった。

（以上 環境事業部 クリーンセンター管理課）

(ウ) 委託料について

東工場焼却灰運搬業務について、受注者が東工場から焼却灰等を搬出する際に、ほぼ毎回、過積載となっていた。

（環境事業部 クリーンセンター東工場）

[契約の適正な履行の確保等について（意見）]

前記アで指摘したとおり、環境局が発注する契約において、計量記録等を確認したところ過積載となっている事例が多く確認された。

市は契約の発注者として、契約が適正に履行されているかを確認することが求められ、職員の立会い又は計量記録等により過積載の状況を把握することができたにもかかわらず、前述のとおり複数の契約において改善等の指示が行われていなかったことは、各職員の法令遵守に関する

意識や組織としてのチェック体制が不十分であったと言わざるを得ない。

以上のことから、環境局は当該契約に係る業務の全般を見直し、本件が生じた原因を十分に検証した上で、今後、同様の状況を生じさせないよう必要な対策を検討し、実施されたい。

(環境事業部 クリーンセンター管理課、クリーンセンター東工場)

## 2 環境保全部 環境対策課

### (1) 環境共生手数料（廃棄物処理法関連手数料）について

堺市手数料条例に基づき、廃棄物処理法関連手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 3 環境事業部 資源循環推進課

### (1) 清掃手数料（一般廃棄物処理業等許可手数料）について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、一般廃棄物処理業等許可手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 4 環境事業部 環境施設課

### (1) 清掃手数料（塵芥処理手数料）について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、塵芥処理手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 5 環境事業部 環境業務課

### (1) 清掃手数料（し尿処理手数料、塵芥処理手数料、粗大ごみ処理手数料）について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、し尿処理手数料等を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 6 環境事業部 クリーンセンター管理課

### (1) 清掃手数料（塵芥処理手数料）について

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づき、塵芥処理手数料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 生産物売払収入（蒸気売払収入・電気売払収入）について

蒸気売払収入・電気売払収入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 物品売払収入（不用物品売払収入、物品売払収入）について

不用物品売払収入、物品売払収入に係る事務について関係書類を調査した結果、前記 1 (1) に記載した収集及び運搬車両の積載量に関する指摘を除いて、特に指摘すべき事項はなかった。

7 環境事業部 クリーンセンター東工場

(1) 生産物売払収入（蒸気売払収入・電気売払収入）について

蒸気売払収入・電気売払収入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

8 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 役務費（手数料）について

役務費（手数料）に係る事務について関係書類を調査した結果、前記 1 (1) に記載した収集及び運搬車両の積載量に関する指摘を除いて、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、前記 1 (1) に記載した収集及び運搬車両の積載量に関する指摘を除いて、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

堺市美化推進協議会に係る公金外現金について、取扱いの規定では、支出手続等を行う収支整理者は、市から同協議会に支出する負担金の担当者と同じ者としないとされている。

しかし、前回（令和4年度）の監査に引き続き、今回の監査においても、収支整理者と同じ者が市から同協議会への負担金の支出手続を行っていた。

（環境事業部 環境業務課）